
プロジェクト リース

項目 第 133 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 133 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

公開草案に寄せられた主なコメントの概要について

（質問 20（表示に関する質問））

2. 使用権資産に係る減価償却費を他の所有資産の減価償却費と区別してキャッシュ・フロー計算書に表示すべきとの意見についても、個別の審議事項とするか、コメント対応表において対応することを検討してはどうか。
3. 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一の製品又は商品を原資産としている場合にリース債権及びリース投資資産を流動資産に表示することを明確化すべきとの意見が聞かれているが、リースを主たる事業としていない企業においては流動資産として表示すべきではないと考えられるため、検討にあたってはコメント提供者が想定している状況等をよく確認すべきと考える。

（質問 23（適用時期に関する質問））

4. 準備期間を延長すべきとの意見が聞かれているが、例えば、遡及適用の準備やグループ会社の情報収集、リースの識別への対応等、準備期間を必要とする理由としてはいくつか考えられる。どのような問題に対して時間を要すると考えているのかを調査・把握したうえで対応を検討すべきと考える。

開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）について

（2 区分の会計処理モデルの選択適用を認めるべきという意見への対応）

5. 事務局提案に同意する。IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルと Topic 842 の 2 区分の会計処理モデルの考え方は、リースをどのように捉えるかという根本的な点についての相違であり、選択適用を認めるべきではないと考える。

6. 事務局提案に同意する。リースの経済的な実態は利害関係者によりさまざまであるという意見は否定できないが、基本的な方針に関連する会計処理について選択適用を認めることの弊害は大きく、会計基準の作り方として適切ではないと考える。
7. Topic 842におけるオペレーティング・リースの会計処理は、リース費用が原則として每期同額になる点が注目される傾向にあるが、次の弊害もあるため2区分の会計処理モデルを採用しない事務局の提案に同意する。
 - (1) リース負債の会計的な性格を日本基準の枠組みでどう説明するのかの整理が必要となる。
 - (2) 使用権資産の償却費が期間を経るごとに増加するため、従来の会計処理の考え方からは説明が難しい。
8. リースには多様性があるものであるため2区分の会計処理モデルの選択適用を認めるべきとの意見には賛同できる点もあるが、最終的にはいずれかの会計処理を定める必要があると考えられるため、選択適用を認めることはしないという結論にならざるを得ないと考える。この点、2区分の会計処理モデルを支持する意見に対応するため、なぜ単一の会計処理モデルを採用したのかについて、より説得力のある説明をすることが必要であると考える。
9. 単一の会計処理モデルを採用した理由を丁寧に説明することの必要性は理解できるが、追加で理由を記載することもまた難しいと考える。IFRS 任意適用企業も増加していることなど大きな流れの中で、単一の会計処理モデルを採用するという結論にならざるを得ないと考える。
10. 2区分の会計処理モデルを主張する意見には、企業会計基準第13号等におけるオペレーティング・リース取引の処理を残すべきという趣旨も含まれると考えるが、国際的なコンバージェンスの観点からオフバランス処理を残すことは難しいと考える。
11. 使用権資産総額に重要性が乏しい場合の借手のリース料から利息相当額を控除しない方法によれば、借手は、定額法で費用を計上することとなる。この点、Topic 842を適用する場合のオペレーティング・リースも每期同額のリース費用を計上されることと、利子込法を認めることは結果として同じになるため、説明に矛盾が生じているように思われる。
12. 利子込法を認めている点については、確かに米国会計基準や現行のオペレーティング・リースの会計処理と同様に期間定額の費用配分が可能となるが、基本的な方針を定めた上で、会計処理の選択として認めているものであるため、利子込法については並列で捉えるものではないと考える。

(IFRS 第 16 号と同じ会計処理を定めるべきとの意見への対応)

13. 事務局提案に同意する。IFRS 第 16 号と全く同じ会計処理を求めるとした場合、IFRS 第 16 号の改訂等が行われる都度、日本基準も改訂するか否かが議論になる可能性があり、日本基準としての主体性が損なわれる。
14. 事務局提案に同意するが、IFRS 第 16 号の会計処理と同じ会計処理を求める意見は、IFRS 任意適用企業が個別財務諸表にも同じ会計処理を適用したいとの要望であると考えられるため、その点については個別財務諸表への適用の論点において慎重に対応すべきと考える。
15. IFRS 第 16 号と異なる会計処理としてセール・アンド・リースバック取引と貸手のリース期間が挙げられているが、質問 1 は借手の会計処理に関する基本的な方針の話であるため、開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）の論点の範囲から外れるのではないかと。

コメント対応表（質問 1）について**(コメント 1-17 について)**

16. 「すべてのリースを金融の提供として捉え」という表現について、リース負債には利息の要素が含まれることには同意するが、利息の要素を含むという理由でリースはすべて金融の提供であると捉えることには違和感がある。単一の会計処理モデルを採用する理由として「すべてのリースを金融の提供として捉え」という表現を使用しているが、この表現でなくとも説明はできると考えられるため、あえて使用する必要はないと考える。
17. 貸手が回収するリースの代金には、利息のほか、原資産の代金、貸手の利益、維持管理費用等も含まれるため、金融の提供のみであるように表現することに抵抗がある。
18. 単一の会計処理モデルを採用する理由として、IFRS との整合性のみで説明することは難しいと考えられるため、作成者と利用者双方の情報処理コスト削減について言及することが考えられる。そのうえで、会計上は簡便的にすべてのリースを金融の提供として捉えているという説明をすることとしてはどうか。
19. リース負債は金融負債として金融商品の会計基準に従い開示されることから、すべてのリースを金融の提供として捉えるという表現に違和感はない。むしろリースを金融取引ではないと整理する場合には、リース負債という勘定科目を再検討する必要があると考える。

以上